

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。本号では軽減税率制度の概要及び事業者がどのような準備をするべきかについて説明します。

## 1 軽減税率制度とは？

軽減税率制度とは、2019年10月1日からの消費税率の引上げと同時に実施される制度です。

軽減税率の対象となる取引については、8%の消費税が適用され、軽減税率の対象とならない取引については10%の消費税が適用されることとなります。

### 【！チェックポイント！】

現行制度の消費税率8%と軽減税率8%では、その内訳（消費税と地方消費税）が異なるため、税率引上げの端境期の経理処理においては、現行の税率分と軽減税率分を区分しておく必要があります。

## 2 軽減税率の対象となるもの

軽減税率の対象となる品目は原則、次のとおりです。

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

## 3 必要となる準備

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。

→会計システム等の改修・入替えが必要になる場合があります。

○レジや受発注システム等の導入・改修・入替えが必要になる場合があります。

→レジや受発注システムの導入・改修・入替えに当たっては、「軽減税率対策補助金」の制度があります。

詳しくは、7ページの「5 軽減税率対策補助金」をご覧ください。

### 【！チェックポイント！】

○課税事業者の方で、軽減税率対象品目の売上がなくても、軽減税率対象品目の仕入（経費）があれば税率ごとに区分した帳簿の記載等が必要になります。

○免税事業者の方であっても、これまでの請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の交付を求められる場合があります。

## 4 請求書や帳簿への記載事項の変更点

軽減税率制度実施後は、軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や帳簿などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。

### 《現行の請求書等と区分記載請求書等の比較》

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
2019年9月30日まで 【現行制度】	①課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額	①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称※ <small>※小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、⑤の記載は省略できます。</small>
2019年10月1日から 2023年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） ⑤軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した税込対価の額

【!チェックポイント!】

仕入先から交付された請求書等に、上記の「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに合計した税込対価の額」の記載がない時には、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

しかしながら、仕入先から交付された記載漏れのある大量の請求書一枚一枚に、手で追記していくのは大変な作業となります。

【アドバイス】

仕入・取引先の中に軽減税率制度についてご存知でない事業者の方がいる場合には、各地域で開催されている軽減税率制度に関する説明会

を是非ご案内してください。

説明会の開催場所・日程等については後記6の各種相談窓口等をご確認ください。

5 軽減税率対策補助金

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度が設けられています。

その内容については、大きく分けてA型とB型の2種類に分類されています。

A型（複数税率対応レジの導入等支援）	
レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者の方が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。	
補助率	①導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ②導入費用が3万円以上の場合：2/3 ③タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台当たり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合には、1台当たり20万円を加算。複数台を導入する場合には、1事業者当たり200万円を上限
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請期限	2019年12月16日までに交付申請書を提出 ※2019年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象になります。
B型（電子的受発注システムの改修支援等）	
電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。	
補助率	2/3
補助額上限	①小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 ②卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 ③発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1/2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請期限	①システム改修等の場合 2019年6月28日までに交付申請書を提出。 交付決定を受けた後、2019年9月30日までに受発注システムの改修・入替と支払を完了。2019年12月16日までに事業完了報告書を提出。 ②パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合 2019年12月16日までに交付申請書を提出（2019年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。）

## 【アドバイス】

A型のレジの補助金については、補助金の交付申請書を提出する前に、レジの導入・改修を終え、支払を完了しておく必要があるため、補助金の申請を検討している事業者の方で、交付を受けられるか不明な方は、事前に「軽減税率対策補助金事務局」（後記6の②参照）に問い合わせをしていただくことをおすすめします。

## 6 各種相談窓口等

軽減税率制度に関してさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

また、各税務署において、軽減税率制度に関する説明会を実施しています。説明会の開催日程についても特設サイトに掲載しています。

### 【特設サイト】

URL：<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//index.htm>

### ①軽減税率制に関するお問合せ先

軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

専用ダイヤル：0570-030-456

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）

と、つながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。

※税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

### ②軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

URL：<http://kzt-hojo.jp>

専用ダイヤル：0570-081-222

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

### ③消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置され、①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せのほか、軽減税率制度の概要に関する問合せを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

メール：ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL：<http://www.tenkasoudan.go.jp>

## <消費税の軽減税率制度に関するQ&A>

※以下の事例は、よく質問される主な事例になります。これ以外の、個別的な事例についても国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」に掲載されています。

【Q1】 水の販売は、軽減税率の対象になりますか？

【A1】 水道水は、軽減税率の対象にはなりません。

しかし、コンビニ・スーパー等で販売されているペットボトルに入ったミネラルウォーター等の飲料水は軽減税率の適用対象になります。

【解説】 水道水も、炊事や飲用のためのものとして使用されますが、他にも掃除・洗濯・風呂な

ど、生活用水としても使用されるものであるため、軽減税率の適用対象にはなりません。  
ペットボトルに入ったミネラルウォーター等は、人の飲用のためのものとして販売されるものであるため、軽減税率の適用対象になります。

**【Q2】 ノンアルコールビールは、軽減税率の適用対象になりますか？**

**【A2】 ノンアルコールビールは軽減税率の適用対象になります。**

**【解説】** 酒類は軽減税率の適用対象から除かれることとなっていますが、ノンアルコールビールはアルコール分が1度未満の飲料であるため、酒税法上の酒類には該当しません。

→ (参考) 酒税法第2条第1項

この法律において「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料をいう。

**【Q3】 栄養ドリンクは、軽減税率の適用対象になりますか？**

**【A3】 栄養ドリンクが医薬品・医薬部外品に該当するものであれば、軽減税率の適用対象にはなりません。**

**【解説】** 医薬品・医薬部外品は軽減税率の適用対象から除かれます。

栄養ドリンクと呼ばれる商品の中には、医薬品・医薬部外品と記載されているものと、そういった記載がないものがありますが、医薬品・医薬部外品と記載がされている商品は軽減税率の適用対象から除かれます。

**【Q4】 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象になりますか？**

**【A4】 セルフサービスの飲食店であっても、外食に該当しますので、軽減税率の適用対象にはなりません。**

**【解説】** 軽減税率の適用対象とならない「外食」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる行為をいいます。

セルフサービスの飲食店であっても、店内にテーブルや椅子等の飲食設備があり、当該設備を使って飲食させていますので、「外食」に該当します。

**【Q5】 店内にイートインスペースを設けているファストフード店での飲食はどうなりますか？**

**【A5】 店内のイートインスペースを使って飲食する場合（イートイン）は軽減税率の適用対象にはなりません。**

他方、商品を持ち帰る場合（テイクアウト）は軽減税率の適用対象になります。

**【解説】** 店内のイートインスペースを使って飲食する場合は、「外食」に該当しますが、商品を持ち帰る場合は飲食料품을顧客に販売しているのみになるため「外食」には該当しないこととなります。

このような場合には、商品の販売時に、顧客に対して店内飲食（イートイン）か持ち帰り（テイクアウト）の意思確認を行うなどの方法により、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、顧客の意思確認を行うに当たっては、販売時に口頭で顧客に確認するなどの方法のほか、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で実施して差し支えありません。